

義務教育等学習機会の充実に関する法整備を求める意見書

本年5月8日に文部科学省が公表した「中学校夜間学級等に関する実態調査」によれば、15歳以上の夜間中学校生徒数は全国で1,849名（平成26年5月1日現在）とされている。

夜間中学校は、戦争による社会の混乱、貧困、差別、不登校など様々な理由で義務教育を終えることのできなかつた人たちが学習機会を得る場所であるが、公立の夜間中学校については、現在、8都府県に31校設置されているだけであり、経済的な理由や近くにそのような施設がないという理由で、「学びたくても学べない」人たちがいまだに数多くいるのが現状である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 義務教育範囲の基礎教育を全国民に保障するため、学校教育等の環境の整備に関する基本方針を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにする法整備を行うこと。
- 2 義務教育を保障する夜間中学校の設置等に必要な財源措置を早急に図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

福島県議会議長 斎 藤 勝 利